

掲 載 条 件

- 1 施設、物品、印刷物その他の市の資産（以下「資産」という。）に掲示又は掲載（以下「掲載」という。）できる有料広告は、次のいずれかに該当しないもの（業種）とします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種
 - (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るもの、およびモーターボート競走法に規定する本市に設置された場外発売場に係るものを除く。
 - (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
 - (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
 - (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
 - (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
 - (11) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - (12) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (14) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 広告を掲載できる場所、規格等については、市の定めた基準によるものとします。

3 掲載料金については、八幡市有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。

4 掲載枠を超える申込みがあった場合、市の定めた優先順位により掲載を決定します。

5 広告の内容に関する責任は、掲載申込み者が負うものとします。

6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

- (1) 市の行政運営上支障があるとき
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき
- (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき
- (4) 市に納付すべき市税等の未納が確認されたとき